

免許法別表第7により特別支援学校教諭免許状を取得する場合

基礎資格となる免許状

【専修】特別支援学校教諭1種免許状（盲・聾・養護学校教諭1種免許状）専修免許状を申請する領域を有していること。

【1種】特別支援学校教諭2種免許状（盲・聾・養護学校教諭2種免許状）1種免許状を申請する領域を有していること。

【2種】幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状

基礎資格となる免許状を取得した後の教員としての勤務成績良好な必要在職年数

【専修】必要とする免許状に対応した学部（幼稚部・小学部・中学部・高等部）、特別支援教育領域を担任（定めようとする領域が複数の場合、定めようとする領域のいずれかの領域の担任でよい。）する教員として特別支援（盲・聾・養護）学校（幼稚園・小学校・中学校・高等学校の特別支援（特殊）学級での担任は含まない。）で3年

【1種】必要とする免許状に対応した学部（幼稚部・小学部・中学部・高等部）、特別支援教育領域を担任（定めようとする領域が複数の場合、定めようとする領域のいずれかの領域の担任でよい。）する教員として特別支援（盲・聾・養護）学校（幼稚園・小学校・中学校・高等学校の特別支援（特殊）学級での担任は含まない。）で3年

【2種】幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、必要とする免許状に対応した学部（幼稚部・小学部・中学部・高等部）を担任する教員として特別支援（盲・聾・養護）学校で3年

特別支援教育に関する科目	左の科目に含めるべき科目	特別支援教育領域 [中心となる領域]	基礎資格となる免許状を取得した後の最低修得単位数			
			専修	1種	2種	
第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	(全領域共通)	/	1	1	
第2欄	特別支援教育領域に関する科目	視覚障害者 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	/	1	1	
			/	1	1	
		聴覚障害者 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	/	1	1	
			/	1	1	
		知的障害者 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	/	1	3 (1)	1
			/	1	2 (4)	3 (1)
		肢体不自由者 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	/	1	1	1
			/	1	1	1
		病弱者 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	/	1	1	1
			/	1	1	1
第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	重複・LD等（重複障害、言語障害、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害）領域と2欄で取得する領域以外のすべての領域(3)	/	2 (2) 1 (4)	2 (2)	
大学院の課程、大学の専攻科の課程、認定講習又は公開講座等において修得する単位			15	/	/	

(1) 免許状に定めようとする領域に応じて、下記の単位数を修得した上で、3単位以上必要

[視覚、聴覚は、「～心理、生理及び病理に関する科目」「～教育課程及び指導法に関する科目」の両方それぞれ1単位以上必要
知的、肢体、病弱は、「～心理、生理及び病理に関する科目」「～教育課程及び指導法に関する科目」の両方を含んだ上で、1単位以上必要]

(2) 重複・LD等の領域、2欄で取得する領域以外のすべての領域は、いずれも「～心理、生理及び病理に関する科目」「～教育課程及び指導法に関する科目」の両方を含んだ上で、2単位以上必要

(3) 2欄で取得する領域以外のすべての領域は、[含む領域]でも修得することができます。

(4) 盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の2級普通免許状の授与を受けている者（昭和29年改正法附則第17項適用）